

社会福祉法人むつみ会 コスモスデイサービスセンター利用契約書

様（以下「利用者」といいます。）と社会福祉法人むつみ会（以下「事業者」といいます。）は、コスモスデイサービスセンター（以下「事業所」といいます。）が利用者に対し提供する共生型通所介護事業について、次のとおり契約します。

（契約の目的）

第1条 この契約は、介護保険法等関係法令の理念に則り、利用者の自立と社会経済活動への参加を促進するために、事業者が共生型通所介護計画に基づき利用者に対して必要なサービスを適切に行うことを定めます。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和 年 月 日から介護保険被保険者証記載の要介護認定の有効期間までです。なお、双方からの申出がない場合、この契約は自動更新されます。

（共生型通所介護計画）

第3条 利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等を通じて利用者及びその家族が希望する生活や課題を明らかにして適切な支援内容の把握に基づき到達目標を設定しサービス担当者会議を経て共生型通所介護計画を作成します。

- （1）共生型通所介護計画の内容について利用者とその家族に対し説明し、文書により同意を求めます。
- （2）共生型通所介護計画作成後、共生型通所介護計画実施状況の把握を行い必要に応じて共生型通所介護計画の変更を行います。変更については利用者とその家族に説明をし、文書により同意を求めます。

（サービス内容）

第4条 事業者は、共生型通所介護計画に基づいて、「重要事項説明書」に記載されているサービス内容を提供します。なお、個別の契約内容については別紙の通り契約をします。

- 2 サービス提供は、事業所の生活支援員、看護職員等の従事者が当たります。
- 3 サービスの提供に当たっては利用者の心身の状況に応じ自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術を持って行います。
- 4 利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、サービスを提供します。
- 5 常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化により、5日以上連続して利用がなかった場合は事前に連絡を取り同意を得た上で、居宅を訪問し状況の確認等の支援を行います。

（利用料金）

第5条 利用者は、「重要事項説明書」に記載されている介護保険給付対象サービス内容の料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）の所定の利用者負担額を支払います。

- 2 事業者は、利用者が介護保険給付対象とならないサービスを受ける場合は下記の料金を請求します。

（1）食費

(2) 日用品等の日常生活上必要なものの購入に係る実費

※負担例：尿とりパット、おむつ等

(3) 創作的活動の材料購入に係る実費

- 3 事業者は、サービス利用に当たって、あらかじめ利用者に対しサービスの内容及び料金について説明を行い、利用者の同意を得ます。

(利用料の支払い方法)

第6条 利用者は前条に定める利用料金を月ごとに支払います。

- 2 事業者は、当月の利用料金合計額の請求書を翌月20日までに送付します。

- 3 利用者は、当月の利用料金の合計金額を、所定の期日に別途指定する金融機関より振替又は本事業所窓口へ現金支払いします。

(他のサービス提供者との連携)

第7条 事業者は、地域や家庭との結びつきを重視し、市町等の外、高齢者福祉の増進を目的とする事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの連携に努めます。

(説明義務)

第8条 事業者は、契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明しなければなりません。

(サービス利用のキャンセル)

第9条 利用者は、サービス利用のキャンセルについて、サービス利用日の前日までに申出をしなかった場合は、重要事項説明書に定めるキャンセル料として食費相当額を事業者に支払う場合があります。

(相談及び援助)

第10条 事業者、利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助を行います。

(健康管理)

第11条 事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じます。

- 2 事業者は、常に利用者の家族との連携を図ると共に、医療機関との連絡調整を通じて健康保持のための適切な支援を行います。

(安全配慮義務)

第12条 事業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体の安全確保に配慮するとともに、非常災害及び衛生管理等に必要な具体的な計画、連絡体制を講じることとします。

(緊急時の援助)

第13条 事業者は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の指定する医療機関での診察を依頼します。

- 2 前項のほか、利用中に利用者の心身の状態が変化した場合、利用者及びその家族が指定する者に対し緊急に連絡します。

(身体拘束の禁止)

第14条 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

(虐待防止のための措置)

第15条 事業者は、利用者に身体的、精神的苦痛等の虐待を防止するため、責任者を設置し、サービス提供担当職員に虐待防止啓発のための定期的研修の実施を講じます。

(秘密の保持)

第16条 事業者は、業務上知り得た利用者やその家族等の秘密を保持します。

2 事業者の職員であった者について、業務上知り得た利用者やその家族等の秘密を保持させるため、職員で無くなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容としています。

3 事業者は、他の福祉サービス事業者等に対し、利用者やその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者やその家族の同意を得ます。

(苦情解決)

第17条 利用者及びその家族は、事業者が提供したサービスに関して苦情がある場合は、いつでも「重要事項説明書」に記載されている福祉サービス運営適正化委員会等に苦情を申し立てることができます。

2 事業者は、苦情が申し立てられた時は速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無及びその方法について、利用者又はその家族に文書で報告します。

3 事業者は、利用者及びその家族が苦情申し立てをした場合にこれを理由として利用者に対し、一切の差別待遇を行いません。

(契約の終了)

第18条 利用者は、共生型通所介護の利用の契約を終了する場合は7日以上の予告期間において文書で事業者に通知することによりこの契約を解除することができます。また、事業者若しくはサービス提供担当職員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、利用者はただちに契約を解除することができます。

(1) 事業者若しくはサービス提供担当職員が正当な理由なく契約に定めるサービスを実施しない場合

(2) 事業者が秘密の保持（守秘義務）に違反した場合

(3) 事業者が社会通念に逸脱する行為を行った場合

(4) 他の利用者が利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけた場合若しくは傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合

2 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対し、30日間の予告期間において理由を示した文書で通知することによりこの契約を解除することができます。ただし、利用者が次の事由に該当する場合には、ただちに契約を解除することができます。

(1) 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護（要支援）認定区分が非該当、要支援1、要支援2又は事業対象者と認定された場合

(2) 利用者が事業者に支払うべきサービスの利用料金を3ヵ月以上滞納し、期間を定め再三の催告にもかかわらず支払わない場合

(3) 利用者が、故意又は重大な過失により事業者若しくはサービス提供担当職員に生命・

身体・財物・信用を傷つけることなどによって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合

(4) 利用者がこの契約を継続させがたいほどの背信行為を行ったと認めた場合

(5) 天災、災害その他やむを得ない理由により事業所を利用させることができない場合

(6) 利用者が連続して3ヵ月を超えて医療機関に入院すると確実に見込まれる場合又は現に3ヵ月を超えて入院した場合

(7) 利用者が死亡した場合

(損害賠償)

第19条 事業者は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに関係市町、居宅介護支援事業者及び利用者の家族などに連絡して必要な措置を講じます。また、事故の状況及び処置について記録します。

2 事業者は、サービスを提供するに当たって、事業者の責と帰すべき理由により利用者に損害を与えた場合には、速やかに賠償します。

(身元保証人)

第20条 事業者は、利用者に対し、身元保証人を求めることがあります。ただし、利用者に身元保証人をたてることができない相当の理由が認められる場合は、その限りではありません。

2 身元保証人は、次の各号の責任を負います。

(1) 利用者の責により事業者が損害を与えた場合、利用者と連携し当該損害を賠償すること。

(2) 契約解除又は契約終了の場合、利用者の状態に見合った適切な受け入れ先確保に努めること。

(協議事項)

第21条 契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法等の関係諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

利 用 者 住 所

氏 名 _____ 印 _____

家族代表者 住 所

続 柄

氏 名 _____ 印 _____

後見人等住所

続 柄

氏 名 _____ 印 _____

事 業 者 所 在 地 石川県金沢市十一屋町4番34号

名 称 社会福祉法人むつみ会

代表者氏名 理事長 大森 万寿夫

事業所 所在地 石川県金沢市平和町2丁目21番15号

名 称 コスモスデイサービスセンター

代表者氏名 管理者 高田 政弘

(別紙1) 個別の契約内容

1. 利用希望日

基本利用希望曜日： 月 火 水 木 金 第1土 第3土 第5土

2. 利用日における利用時間

基本利用希望時間： ： ～ ：

2. 入浴サービス

入浴サービス希望	有	☐ 利用日は希望
		☐ 特定曜日のみ希望（ 曜日、 曜日、 曜日）
		☐ その他
	無	

3. 食事提供サービス

食事サービス希望	有	☐ 利用日は希望
		☐ 特定曜日のみ希望（ 曜日、 曜日、 曜日）
		☐ その他
	無	

4. 送迎サービス

送迎サービス希望	有	☐ 利用日は希望
		☐ 特定曜日のみ希望（ 曜日、 曜日、 曜日）
		☐ その他
	無	

5. クラブ活動など実費が必要なサービス

実費が必要なサービスの希望	有	☐ 利用日は希望
		☐ 内容により希望
		☐ その他
	無	

(別紙2)

個人情報使用同意書

私自身及び家族の個人情報については、共生型通所介護計画に沿って円滑にサービスを提供する為に実施される事業所内におけるサービス担当者会議等、私の利用するサービスに係る他の事業所との連絡調整において必要な場合、緊急時における病院等への情報提供等、必要最小限の範囲において個人情報を使用することに同意します。

社会福祉法人むつみ会

コスモスデイサービスセンター

管理者 高田 政弘 様

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名 印

家族代表者 住所

氏名 印

後見人等 住所

氏名 印